

厚労省は、難病患者が身近な医療機関で治療を受けられる体制づくりに乗り出す。各都道府県に置く拠点病院が、全国の専門家と連携して、かかりつけ医らによる治療を支援する。2018年度からの実現を目指す。

難病は患者数が少なく、種類が多いため、大病院でもすべての病気に対応できるわけではない。患者は最適な治療を求め、遠方の医療機関に通うことも珍しくなく、体力、経済的にはもちろん支える家族の負担も大きくなりがちだ。

そこで厚労省は、都道府県に① 患者の相談窓口がある ② 遺伝子検査ができる などの要件を満たす拠点病院を置き、学会や厚労省研究班から助言を受けて迅速に診断できるようにする。拠点病院は大学病院などを想定している。

薬などで症状が安定した患者が自宅近くで治療を続けられるよう、拠点病院は患者が通う、かかりつけ医らに治療のポイントを伝える。容体が急変するなどした場合は、拠点病院が対応に当たる。

2015年施行難病医療法に基づき、厚労省は医療費助成の対象難病を従来の56から306に増やし、今後も拡大する方向だ。 (2016.11.28)